

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 28.11.18 第 192 回国会第 8 号

11 月 18 日（金）、第 8 回の委員会が開かれました。

## 1 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第 190 回国会閣法第 54 号）

・原案及び修正案について、塩崎厚生労働大臣、橋本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 柚木道義君（民進）

- ・平成22年公表の生活扶助基準以下の収入の高齢者世帯数は我々の試算の年収160万円以下の高齢者世帯数と大きく異なるが、その理由を伺いたい。
- ・今後の医療・介護分野の負担増を見据えて貧困状態となる高齢者の最新の実態を調査した上で、具体的な最低保障機能の強化策を検討すべきではないか。

### 井坂信彦君（民進）

- ・平成26年財政検証のケースEにおいて物価の伸びで割り引いた平成55年度の基礎年金額は現在とほぼ同水準で購買力は変わらないという認識は問題ではないか。
- ・30年前と同じ購買力のままで問題はないと考えているのか。
- ・高齢者の基礎的消費支出が現役世代の賃金に合わせて伸びてきたことからすると、物価の伸びで割り引いた年金額が同水準であることでは不十分ではないか。

### 大西健介君（民進）

- ・生活扶助基準額が満額の老齢基礎年金の額を上回っている状況を放置しておいてよいと厚生労働大臣は考えているのか。
- ・基礎的消費支出をおおむね賅えない状態というのは、具体的にはどのような状態を指すのか。
- ・夫婦世帯でも基礎年金の合計額が基礎的消費支出を下回った状態であれば、おおむね賅えない状態と判断されるのか、伺いたい。

### 長妻昭君（民進）

- ・基礎年金の額が基礎的消費支出の半分程度であればおおむね賅えない状態と判断できるのか。
- ・マクロ経済スライドや見直し後の年金額改定ルールが発

動により、生活保護受給者はどの程度増加すると見込まれるか。

- ・高齢の生活保護受給者の捕捉率が100%となった場合の生活保護に係る予算が最大で年3.4兆円増加するとの自身の試算結果について、厚生労働省の見解を伺いたい。

### 岡本充功君（民進）

- ・本法律案以外で所得代替率を引き上げる策として基礎年金の国庫負担割合を引き上げることを検討する可能性はないのか。
- ・平成16年財政再計算における年度末の積立金の財政見通しと実績推計を比較した資料を出せないのはなぜか。
- ・過去12年間のうち、これまでの財政検証等における経済前提の見通しを上回ったことは、賃金、物価それぞれ何回あるのか。

### 郡和子君（民進）

- ・年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が運用する年金積立金の大半は、労使の拠出する保険料であることから、経営委員会の過半数は拠出者の代表である労使が占めるべきではないか。
- ・公正性及び透明性が重要となる経営委員の任命基準を、新設される会議体で検討するというが、本法律案における根拠を伺いたい。
- ・経営委員会の議事録の公表時期は、現在の運営委員会での7年後より短くなるのか伺いたい。

### 玉木雄一郎君（民進）

- ・平成26年財政検証のいずれのケースを前提としても本法律案における年金額改定ルールの見直しにより現役世代の将来の年金額が増加することはないことを確認したい。
- ・平成26年度の実際の現役男子の手取り収入及び年金額が平成21年財政検証で示された平成26年度の額を下回った

ことに対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・平成26年財政検証のケースGで示された将来の年金額月5.2万円では基礎的消費支出をおおむね賄っていると考えられるのか伺いたい。

### **大 串 博 志 君 (民進)**

- ・財政検証を行うたびに名目賃金上昇率の前提が高くなっている理由を伺いたい。
- ・改革の先送りをしないのが政治の責任であるというのであれば、年金額改定ルールの見直しを平成33年度からではなく平成29年度から施行すべきではないか。
- ・年金額改定ルールの見直しは平成33年度からの施行であり、本法律案を今国会で成立させなければならない理由を伺いたい。

### **阿 部 知 子 君 (民進)**

- ・脱退手当金を受給した期間もカラ期間として受給資格期間に算定され年金受給権が発生し得ることを、女性を中心に積極的に周知する必要があるのではないか。
- ・40年間厚生年金に加入した夫と専業主婦というモデル世帯は現在では極めて限定的であるという認識を厚生労働大臣は共有するか。
- ・現行のマクロ経済スライドに加えて本法律案の年金額改定ルールの見直しが発動すると、高齢の単身女性の貧困化を招くのではないか。

### **堀 内 照 文 君 (共産)**

- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大を促進する観点

から、「従業員501人以上」という要件を外すべきではないか。

- ・障害者の生活は厳しく、障害基礎年金へのマクロ経済スライドの適用は除外すべきではないか。

### **高 橋 千 鶴 子 君 (共産)**

- ・GPIFに寄託する年金積立金の原資は保険料であり、保険料が損なわれた場合に誰がどのように責任をとるのか伺いたい。
- ・GPIFに要請されているのは、長期的に実質運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保することであり、必要以上にリスクをとる必要はないのではないか。
- ・GPIFのガバナンス強化に関し、厚生労働省内の検討の場で、政府とGPIFとの関係についてどのような議論があり、整理されたのか伺いたい。

### **河 野 正 美 君 (維新)**

- ・現在の厚生年金の未適用事業所の数と、未適用事業所への加入指導により保険料収入はどのくらい増加すると見込まれるのかを伺いたい。
- ・本法律案において短時間労働者への被用者保険の適用拡大を規定するにあたって、経済界の反対意見の有無など議論の経緯を伺いたい。
- ・年金給付のさらなる抑制を図るための支給開始年齢の在り方について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。